

第4編

計画を推進するために （行革プラン2015）

第1章 行革プラン2015の概要

第2章 行革プラン2015の取組

第3章 行革プラン2015の関連資料

第1章 行革プラン2015の概要

第1節 行革プラン2015の位置付け

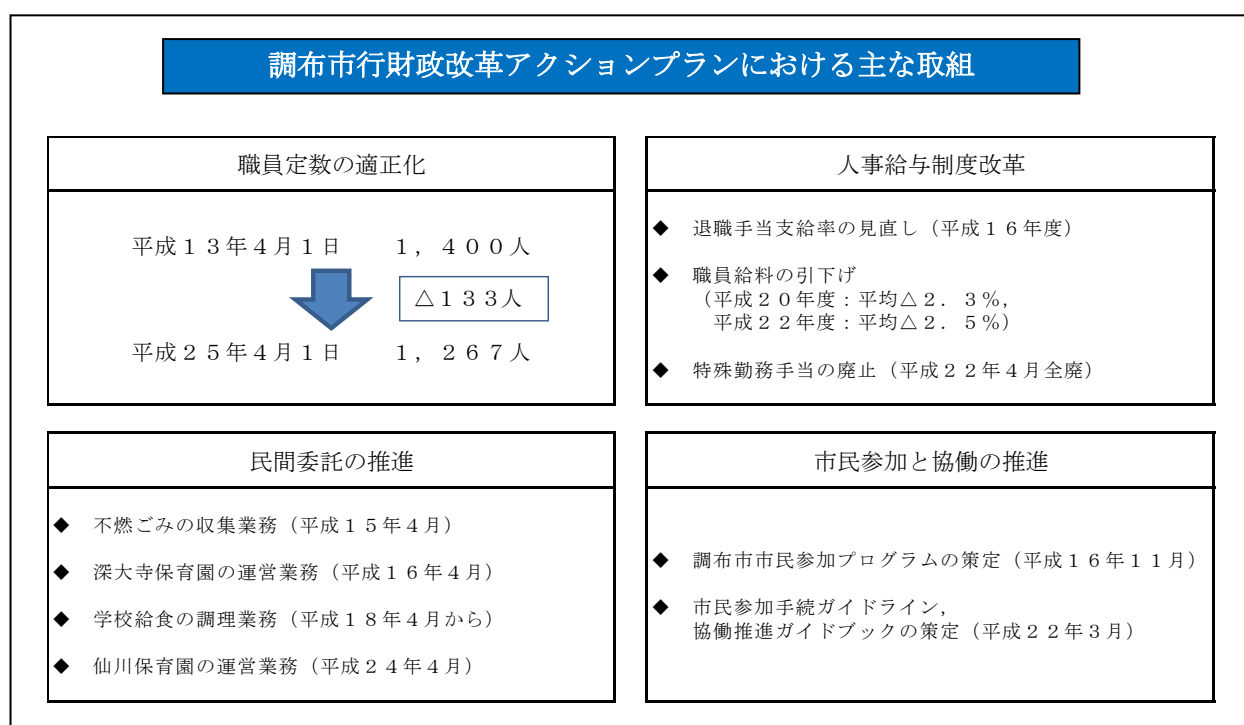
第3編では、調布市基本構想に掲げるまちの将来像実現に向けた調布市修正基本計画における施策体系を明らかにするとともに、各施策の方向や基本的取組、主要な事業などについても示してきました。

本編では、これらの施策を着実に推進していくため、調布市基本構想に掲げたまちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢を柱として、調布市の行財政改革の具体的な取組である行革プラン2015を明らかにしていきます。

なお、行革プラン2015は、平成25年2月に策定した行革プラン2013を時点修正したものであり、「参加と協働のまちづくり」、「持続可能な市政経営」という市政経営の2つの基本的な考え方を踏まえ、限りある経営資源を最大限に活用するとともに、行政運営の仕組みを検証し、簡素化・効率化することで、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供することを目指します。

第2節 行革プラン策定の背景

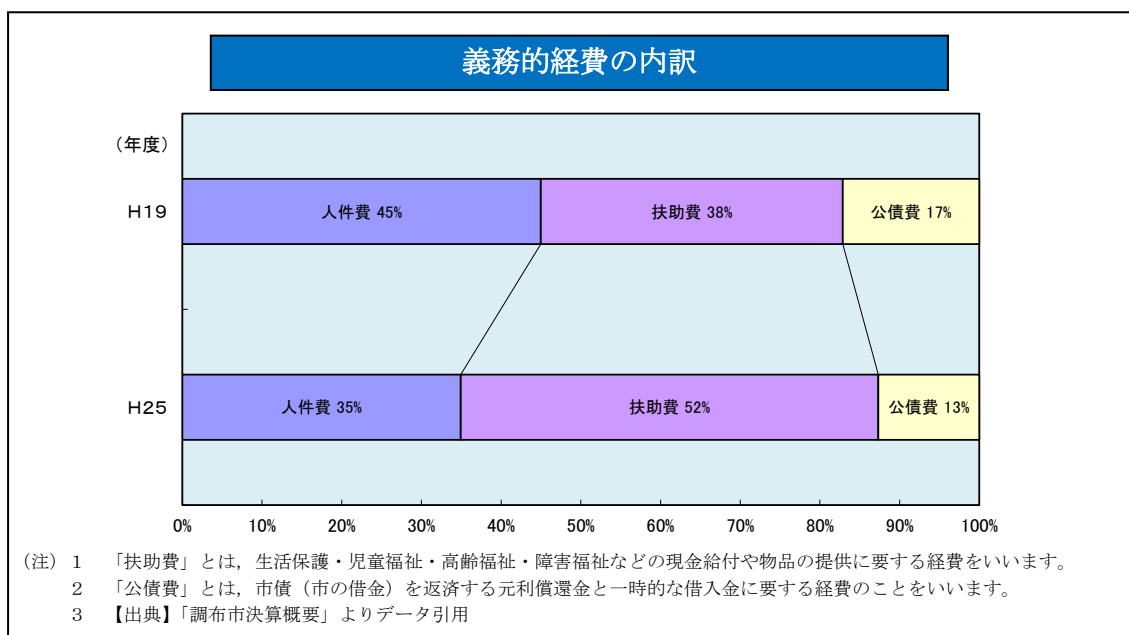
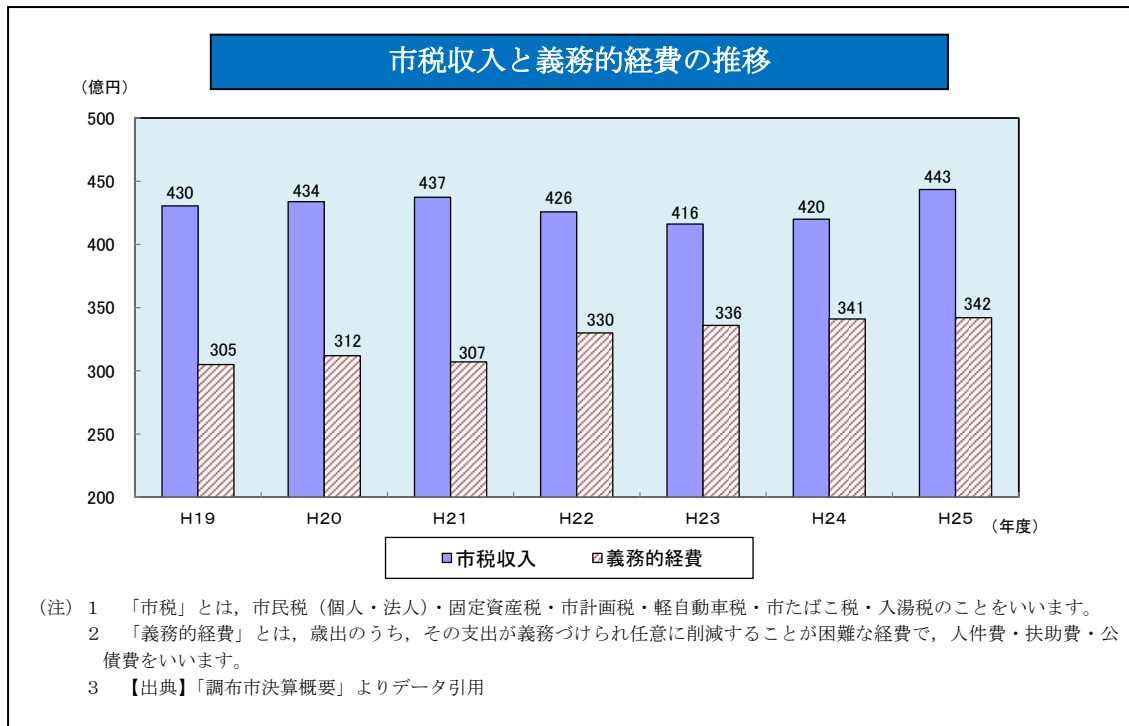
調布市では、平成6年8月以降の2次にわたる「調布市行財政改革指針」や平成13年4月以降の4次にわたる「調布市行財政改革アクションプラン」に基づき、継続的に行財政改革を進めてきました。具体的には、「調布市市民参加プログラム」の策定をはじめとする参加と協働のまちづくりを進めるための取組、職員の人材育成などに代表される「質の改革」、事務事業や職員給与の見直し、職員定数の削減などに代表される「量の改革」であり、一定の成果をあげてきました。



第4編 計画を推進するために（行革プラン2015）

しかし、市政を取り巻く状況としては、特に子ども・福祉分野において、様々な法改正や制度改革が進められており、調布市においても、これらに適切に対応しながら、施策・事業を着実に推進していかなければなりません。また、平成25年以降、景気回復の兆しはあるものの、地域経済や市政への波及効果、今後の景気動向については、現段階ではなお不透明な状況です。

以上を踏まえた調布市の財政状況の見通しとして、歳入面では、今後における市税収入等の大幅な伸びは期待できないと見込まれる一方、歳出面では、増加傾向にある福祉・医療などの社会保障関係経費への対応や、公共施設の維持保全、中心市街地の基盤整備への対応など、今後も様々な財政需要が見込まれます。



第4編 計画を推進するために（行革プラン2015）

このように、今後も歳入の大幅な増加が見込めない中、行政需要の拡大により、歳出が増大することが見込まれるため、歳入の確保と歳出の抑制を基本とする改革・改善に継続的に取り組むことが必要です。

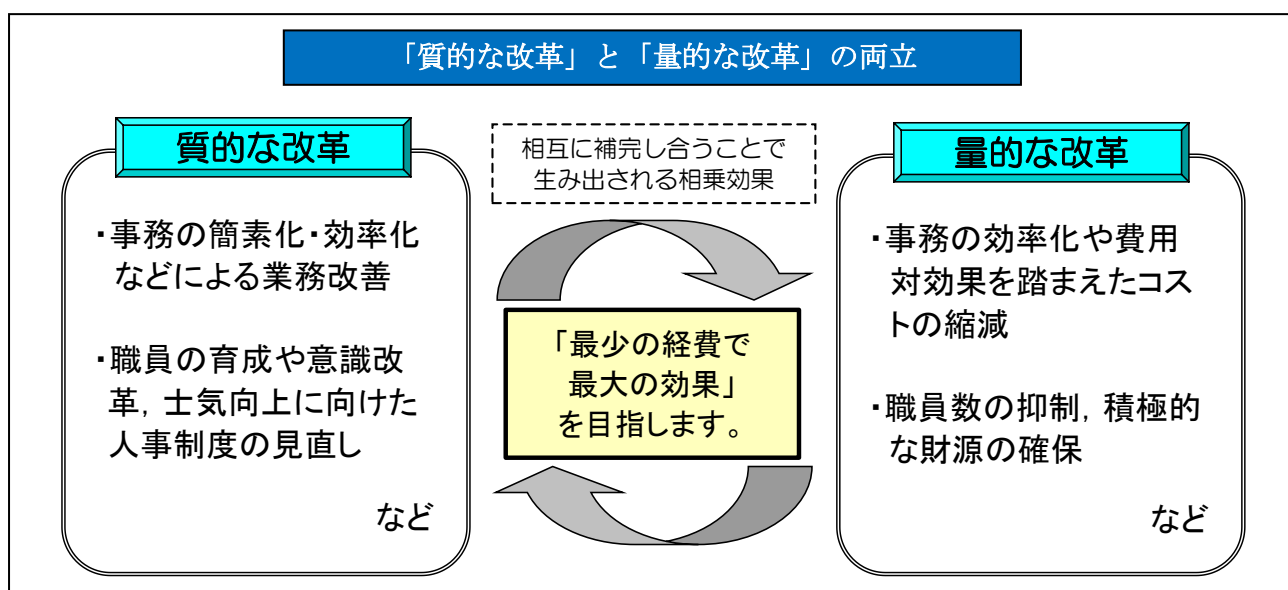
そこで、調布市では、本編において、調布市基本構想第4章「まちの将来像の実現に向けて」に掲げた3つの基本的な姿勢「市民が主役のまちづくり」、「市民のための市役所づくり」、「計画的な行政の推進」を具現化するための取組である、行革プランを明らかにし、不断の行財政改革に取り組んでいます。

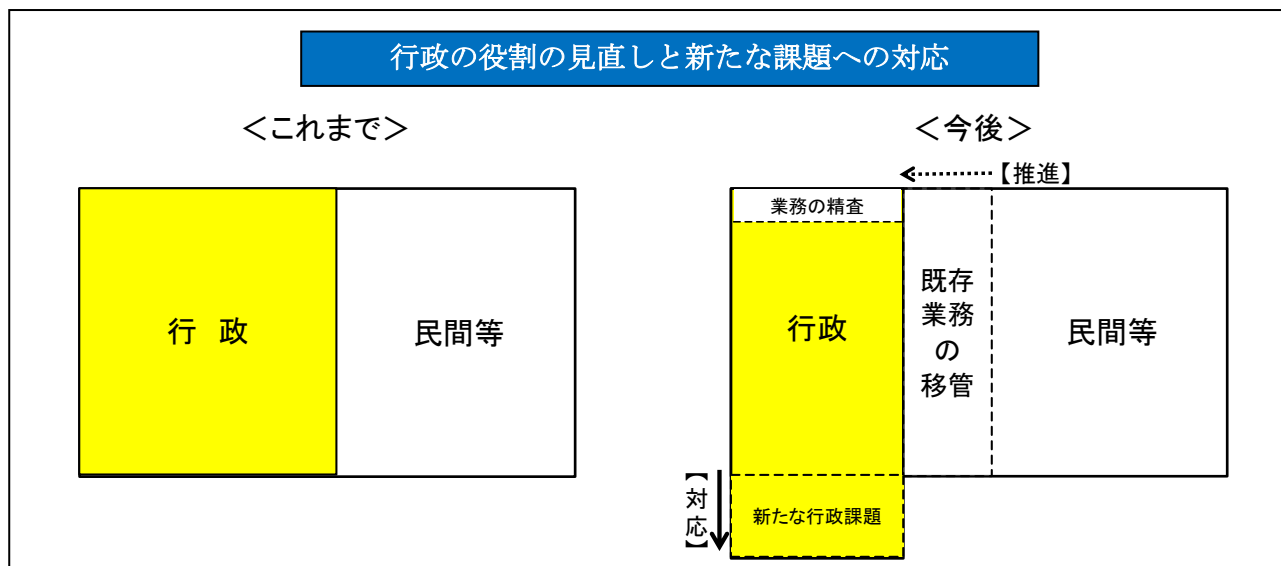
第3節 行革プラン策定の視点

行革プランでは、平成22（2010）年度から平成24（2012）年度までを計画期間としていた「第4次調布市行財政改革アクションプラン」の取組を発展的に引き継ぐとともに、厳しい財政状況を背景に、取組の徹底と一層の効率化を進めています。併せて、財政の健全化に向けた取組も強化しています。

具体的には、限られた経営資源を効果的・効率的に活用し、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していく観点から、職員の育成や意識改革などの「質的な改革」と費用対効果を踏まえたコスト縮減などの「量的な改革」を両立させることで、「最少の経費で最大の効果」をあげることを目指しています。

一方、地方分権の進展に伴う市町村への権限移譲や市民ニーズの多様化・複雑化により、行政需要は増加していることから、従来のやり方では、十分に対応することは難しく、行政の役割や行政運営の仕組みを見直すとともに、サービスによっては、水準の引き下げも視野に入れながら、改革に取り組んでいます。





また、平成25年4月に施行した「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」を具現化するための取組を位置付けており、参加と協働をより一層高める取組や市政運営の効率化に資する取組を推進しています。

調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例		行革プラン	
条項	項目	プラン番号	プラン名
第8条	情報公開	プラン4	積極的な市政情報の提供
		プラン5	オープンデータへの取組
		プラン6	公文書管理体制の充実
第9条	参加と協働の推進	プラン1	市民参加・協働の仕組みづくり
第10条	コミュニティへの支援	プラン1	市民参加・協働の仕組みづくり【再掲】
		プラン2	市民活動・地域コミュニティ活動を促進するための支援の充実
第11条	政策法務	プラン21	政策法務能力の向上
第13条	財政	プラン32	財政規律ガイドラインに基づく財政運営
		プラン35	補助金と受益者負担の適正化
		プラン36	新公会計制度への対応
第14条	行政評価	プラン31	行政評価システムに基づく行財政運営の推進
第15条	組織	プラン7	組織体制の整備
第16条	危機管理	プラン10	危機管理能力の向上（地震対策）
		プラン11	危機管理能力の向上（新型インフルエンザ対策）
第17条	職員	プラン22	専門性を有する人材の確保と育成
		プラン25	人材育成基本方針に基づく研修の推進
第19条	他の地方自治体、国等との連携及び協力	プラン20	災害時における他自治体との連携の推進

第4節 行革プラン2015策定に当たっての基本的な考え方

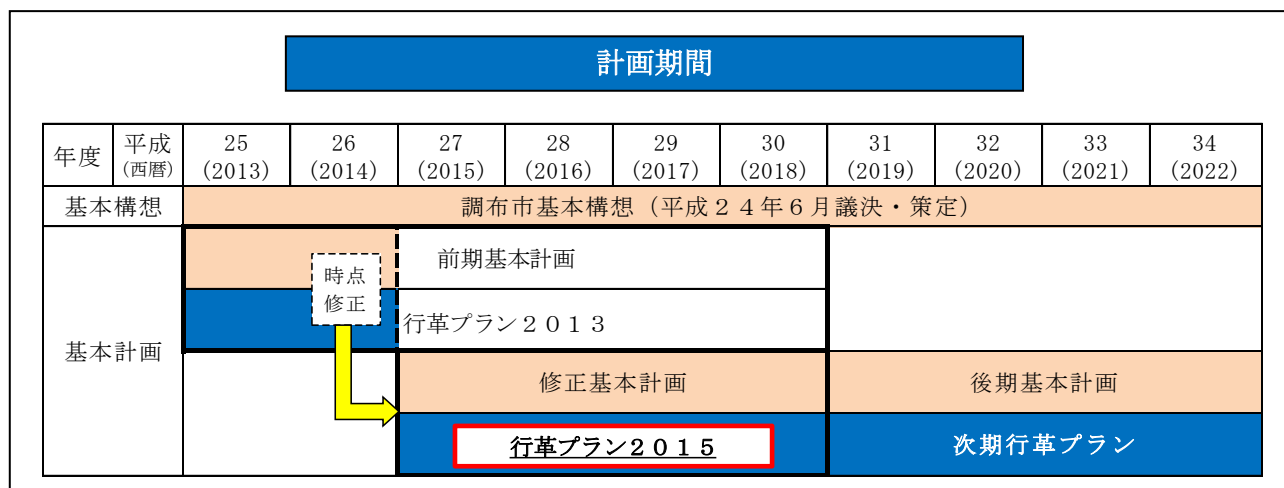
行革プラン2013を時点修正し、行革プラン2015を策定するに当たっては、調布市基本計画の修正方針において、計画策定後の市政を取り巻く社会経済状況の変化や制度改正、各施策・事業の取組状況、新たな行政課題への対応を図るとしたことに合わせて、以下に示す基本的な考え方に基づきながら検討を進めました。

- ◆ 市政経営の基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」と「持続可能な市政経営」を踏まえ、調布市基本構想に掲げた3つの基本的な姿勢を柱とした4つの方針とそれらに連なる個別プランによる構成とし、各プランの取組状況や社会状況等を踏まえた時点修正を行う。
- ◆ 既存の個別プランの時点修正については、現行の内容を基本とし、各プランを取り巻く環境の変化やプランの進捗状況、新たな課題への対応などを踏まえつつ、平成30年度末における到達目標及びそれに基づく年度別計画の更なる具体化・明確化を図る。
- ◆ 新規の個別プランの位置付けについては、行革プラン2013策定後の社会状況の変化や、新たな課題への対応などを踏まえて検討する。

以上を踏まえて策定した行革プラン2015の具体的な取組については、第2章において示しています。

第5節 行革プラン2015の計画期間及び体系

計画期間については、行革プラン2013は前期基本計画と連動させ、平成25（2013）年度から平成30（2018）年度までの6年間としていましたが、行革プラン2015は調布市修正基本計画と連動させ、平成27（2015）年度から平成30（2018）年度までの4年間としています。



また、体系については、時点修正に当たっての基本的な考え方を踏まえ、行革プラン2013と同様に、調布市基本構想に掲げた3つの基本的な姿勢「市民が主役のまちづくり」、「市民のための市役所づくり」、「計画的な行政の推進」を柱として、4つの方針とそれらに連なる個別プラン（40プラン）で構成しています。

3つの柱・4つの方針・40のプラン	
＜第1の柱＞ 市民が主役のまちづくり	
方針1	参加と協働のまちづくりの実践（6プラン）
＜第2の柱＞ 市民のための市役所づくり	
方針2	効率的な組織体制の整備（14プラン）
方針3	人材の確保・育成（7プラン）
＜第3の柱＞ 計画的な行政の推進	
方針4	計画行政の推進（13プラン）

なお、「参加と協働のまちづくりの実践」、「効率的な組織体制の整備」、「人材の確保・育成」、「計画行政の推進」の4つの方針においては、以下の視点に基づいて、個別プランを作成しています。

方針1 参加と協働のまちづくりの実践

地方分権の進展により、市民と行政がまちづくりの方向性を共有し、その実現に向け、多様な主体の参加と協働によるまちづくりを進めることの重要性が増しているため、分かりやすい情報発信や調布市が保有する様々なデータの公開により、市民との情報共有や市民による情報の活用を進めていく必要があります。また、市民ニーズの多様化・複雑化が進み、行政だけでは市民ニーズにきめ細かに対応することが困難になってきたことから、新しい公共の考え方も広がっています。

調布市では、今後ますます重要となる市民の自助・共助の仕組みづくりやコミュニティ活動を支援するとともに、参加と協働によるまちづくりをより一層進め、市民と共に行政の効率化に取り組んでいきます。併せて、市政情報や調布の魅力積極的に発信していくことにより、市民との情報共有を深めるほか、市民の調布のまちに対する愛着と誇りを高め、参加と協働によるまちづくりの推進につなげていきます。

【主な取組】

- ◆ 市民参加・協働の仕組みづくり（プラン1）
- ◆ 市民活動・地域コミュニティ活動を促進するための支援の充実（プラン2）
- ◆ 積極的な市政情報の提供（プラン4）
- ◆ オープンデータへの取組（プラン5）

方針2 効率的な組織体制の整備

限られた人材・財源の中で、簡素で効率的な組織体制を整備する一方、組織横断的に取り組むべき主要事業や課題については、庁内における情報共有や連携調整の充実を図るなど、庁内の横断的な連携を強化していきます。

また、官と民との役割分担のもと、市民サービスを提供する主体の見直しに取り組んでいきます。

なお、今後も、情報セキュリティに留意しながらICT（情報通信技術）などの活用による業務の効率化を進めるほか、平成28年1月から開始される「マイナンバー制度」における個人番号利用に対応していくとともに、行政の効率化や市民の利便性の向上など、行財政改革への活用を検討していきます。

さらに、災害対応などの広域的な行政課題に対応するため、他自治体との連携を推進していきます。

【主な取組】

- ◆ 組織体制の整備（プラン7）
- ◆ マイナンバー制度への対応（プラン12）
- ◆ 官民連携の推進（プラン13）

方針3 人材の確保・育成

市民ニーズの多様化・複雑化や新たな課題等に的確に対応していくため、研修等を通じた職員の育成や意識改革、士気の向上などに努めるとともに、職員の専門性向上に関しては、職員のスキルアップを図るほか、新たな人材確保策を検討していきます。

また、仕事に対するやりがいや意欲の向上を図るため、若手職員の育成や職員の相談制度等の活用促進、勤務成績の昇給や勤勉手当への反映など、人事・給与制度の適切な運用と見直しに努めていきます。

これらの取組に併せて、職員が働きやすい勤務環境を整備することも重要であり、女性職員の更なる活躍促進も念頭に置きながら、ワーク・ライフ・バランスを向上させるための職場環境づくりに取り組んでいきます。

【主な取組】

- ◆ 専門性を有する人材の確保と育成（プラン22）
- ◆ 仕事へのやりがいや意欲を高めるための仕組みづくり（プラン23）
- ◆ 女性職員のキャリア形成支援等の推進（プラン27）

方針4 計画行政の推進

持続可能で、効果的・効率的な市政経営を推進するために、「選択と集中」を図りながら、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善・見直し（Action）のマネジメントサイクルにより、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し、計画・行財政改革・予算が一体となった行財政運営を推進します。

また、公共施設の老朽化が進む中、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図りつつ、道路や橋梁などのインフラ資産も含めた現状や課題等を整理し、公共施設の適正な配置や効率的な運営を含めた今後の公共施設等の在り方について、庁内横断的な連携を図りながら総合的に検討していきます。

財政の健全性維持に関しては、今後も厳しい財政状況が想定される中、引き続き、適切な収納事務の推進や積極的な財源確保などに努めていきます。

なお、固定資産台帳の整備や複式簿記の導入を前提とする新公会計制度については、国や他団体における動向を踏まえながら対応していきます。

【主な取組】

- ◆ 公共施設等の総合的な管理の推進（プラン28）
- ◆ 行財政改革推進会議の運営（プラン30）
- ◆ 債権管理の推進（プラン34）
- ◆ 新公会計制度への対応（プラン36）

第6節 行革プラン2015の推進体制

行革プラン2015は、取組状況を半期ごとに振り返り、市長をはじめとする特別職及び部長等で構成する行政経営会議において審議するなど、PDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行いながら、取組を推進していきます。

また、取組内容と成果を分かりやすく公表するとともに、行政外部の広範な視点から様々な意見を聴取することを目的として平成26年度に設置した調布市行財政改革推進会議の仕組みを活用することで、取組の推進につなげていきます。

なお、行革プラン2015では、行財政改革の具体的な取組内容を年度別計画※として示していますが、PDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行う中で、進捗状況や市政を取り巻く社会状況の変化等に応じ、計画達成に向けて、柔軟に取組の見直し等を行っていきます。

※計画期間における個別プランの年度別計画については、今後示していきます。

参考 行革プラン2015における個別プランの体系

第1の柱 市民が主役のまちづくり

【方針1】 参加と協働のまちづくりの実践	
基本的取組1-1 市民参加プログラムに基づく市民参加の推進	
プラン1	市民参加・協働の仕組みづくり
基本的取組1-2 参加と協働の推進のための環境整備	
プラン2	市民活動・地域コミュニティ活動を促進するための支援の充実
プラン3	地域福祉センターの在り方検討
基本的取組1-3 市政情報の積極的な提供	
プラン4	積極的な市政情報の提供
プラン5	オープンデータへの取組
プラン6	公文書管理体制の充実

第2の柱 市民のための市役所づくり

【方針2】 効率的な組織体制の整備	
基本的取組2-1 効率的で機能的な組織・システムづくり	
プラン7	組織体制の整備
プラン8	監理団体改革の促進
プラン9	システム管理の強化
プラン10	危機管理能力の向上（地震対策）
プラン11	危機管理能力の向上（新型インフルエンザ対策）
プラン12	マイナンバー制度への対応
基本的取組2-2 市民サービスの提供主体の見直し	
プラン13	官民連携の推進
プラン14	指定管理者制度の活用
プラン15	公立保育園における民間活力の活用
プラン16	学童クラブとユーフォーにおける運営方法の検証及び児童館の在り方検討
プラン17	学校給食調理業務の民間委託の推進
基本的取組2-3 市民に信頼される市政の推進	
プラン18	情報セキュリティの強化
プラン19	契約事務の透明性の向上
基本的取組2-4 広域的な連携の推進	
プラン20	災害時における他自治体との連携の推進

【方針3】 人材の確保・育成	
基本的取組3-1 専門性を有する人材の確保と育成	
プラン21	政策法務能力の向上
プラン22	専門性を有する人材の確保と育成
基本的取組3-2 人事・給与制度の見直し	
プラン23	仕事へのやりがいや意欲を高めるための仕組みづくり
プラン24	各種手当の見直し
基本的取組3-3 研修の推進	
プラン25	人材育成基本方針に基づく研修の推進
基本的取組3-4 職員の勤務環境の向上	
プラン26	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進
プラン27	女性職員のキャリア形成支援等の推進

第3の柱 計画的な行政の推進

【方針4】 計画行政の推進	
基本的取組4-1 計画の推進	
プラン28	公共施設等の総合的な管理の推進
プラン29	市庁舎更新の検討
プラン30	行財政改革推進会議の運営
基本的取組4-2 PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営	
プラン31	行政評価システムに基づく行財政運営の推進
基本的取組4-3 健全な財政運営	
プラン32	財政規律ガイドラインに基づく財政運営
プラン33	積極的な財源の確保
プラン34	債権管理の推進
プラン35	補助金と受益者負担の適正化
プラン36	新公会計制度への対応
プラン37	普通財産の有効活用・処分
プラン38	市税収納率の維持・向上
プラン39	国民健康保険税収納率の維持・向上
プラン40	給付・医療費の適正化

第2章 行革プラン2015の取組

第1節 市民が主役のまちづくり

方針1 参加と協働のまちづくりの実践

目的	対象	市民，地域コミュニティ，NPO等団体，調布市職員
	意図	市民と必要な情報を共有しながら，多様な主体が活発に活動することで，参加と協働のまちづくりを進める

改革の視点と基本的取組の体系

市民参加と協働の仕組みづくり，市民や市内の各種団体等との信頼関係の構築・連携，参加と協働の推進のための環境整備などを通じ，市民と行政の適切な役割分担や連携のもとで，参加と協働によるまちづくりを一層推進します。

方針1	参加と協働のまちづくりの実践
	1-1 市民参加プログラムに基づく市民参加の推進
	1-2 参加と協働の推進のための環境整備
	1-3 市政情報の積極的な提供

現状と課題

- 社会経済状況の変化に伴い，多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かく対応するには，市民，地域コミュニティ，あるいはNPOや各種団体等の多様な主体が共に考え，共に公共を担う，参加と協働によるまちづくりを進めていくことが重要となっています。
- 行政と連携して公共的な課題の解決を目指す新たな担い手となるボランティア・NPO等に対する活動支援が求められています。
- 調布市は平成16年11月に「調布市市民参加プログラム」を定め，平成22年3月には具体的な実践のための指針となる「市民参加手順ガイドライン」，「協働推進ガイドブック」を策定し，参加と協働のまちづくりを推進しています。地方分権が進展する中，多様な主体による参加と協働を推進するには，市民と行政がまちづくりの方向性を共有し，その実現に向け，適切な役割分担のもと，お互いを尊重しつつ，連携を図っていく必要があります。
- 参加と協働によるまちづくりを一層推進するため，様々な広報メディアの特徴を生かしながら，より分かりやすい情報の発信による，市民との情報の共有を進める必要があります。また，行政が保有する様々なデータを二次利用しやすい形式で公開する，いわゆるオープンデータ化についても，参加と協働によるまちづくりへの活用が期待されます。

✦ 基本的取組の内容

1-1 市民参加プログラムに基づく市民参加の推進

◆市民参加・協働の仕組みづくりの着実な実践

「調布市市民参加プログラム」では、調布市の様々な行政活動に関して、その活動内容に最も適していると思われる市民参加実践をすることとしています。そのため、市民参加手続や協働事業の実践状況を把握し、職員の意識啓発を図りながら調布市市民参加プログラム等を運用していきます。

また、新たな市民参加・協働手法の研究・検討をとおして、調布市市民参加プログラム等の検証を行うとともに、充実を図ります。

◆市民参加を促進するための手続に関するルールの運用

これまで「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」と「調布市パブリック・コメント指針」により運用してきたパブリック・コメント手続については、平成26年12月に施行した「調布市パブリック・コメント手続条例」により一本化したことを踏まえ、その適切な運用を図るとともに、「市民参加手続ガイドライン」で指針を示している審議会等の会議の公開についても、より一層の公正性の確保と透明性の向上に努めていきます。

プラン1	市民参加・協働の仕組みづくり	変更	担当課	政策企画課・協働推進課
内容	市民参加と協働を更に推進していくため、新たな市民参加・協働手法の研究・検討を行うとともに、「調布市市民参加プログラム」等の検証や、「調布市パブリック・コメント手続条例」の適切な運用を図ります。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆調布市市民参加プログラム等の充実と適切な運用に向けた課題整理 ◆市民参加プログラムや調布市パブリック・コメント手続条例などの運用 ◆新たな市民参加・協働手法の研究・検討 			

1-2 参加と協働の推進のための環境整備

◆市民活動・地域コミュニティ活動を促進するための支援の充実

地域における自主的な市民活動や地域コミュニティ活動の継続性確保や更なる活性化を図るため、市民活動支援センターにおける効果的・効率的な支援機能の充実に向けた検討などを進めます。

コミュニティ、ボランティア、生涯学習等の様々な活動拠点として利用されている地域福祉センターについて、設置されている地域の特性を踏まえた効果的・効率的な機能や施設の在り方の検討を進め、地域コミュニティ活動の活性化につなげていきます。

第4編 計画を推進するために（行革プラン2015）

プラン2	市民活動・地域コミュニティ活動を促進するための支援の充実	担当課	協働推進課
内容	自主的な市民活動や地域コミュニティ活動の更なる活性化を促進するため、市民活動支援センター機能の充実等、効果的・効率的な手法について検討します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民活動支援センターに関するニーズ調査の実施・内容検証 ◆市民活動・地域コミュニティ活動の充実に向けた検討 ◆地域活動情報紙を活用した情報提供の促進 ◆自治会など地域のコミュニティ組織の活性化に向けた取組検討・検討に基づく取組実施 		
プラン3	地域福祉センターの在り方検討	担当課	協働推進課・福祉総務課
内容	地域に根づいたコミュニティ活動の拠点として、地域特性に合わせた効果的・効率的な機能の配置など、施設の在り方について検討を進めます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉センターの在り方検討報告書の作成 ◆在り方検討報告書に基づく取組内容の整理 ◆検討報告に基づく取組 		

1-3 市政情報の積極的な提供

◆市民への積極的な情報提供

個人情報保護に十分留意しながら、市民に必要な情報を的確に提供し、市民との情報の共有を推進するため、市報、ホームページ、メールマガジン、フェイスブック、ツイッター、調布エフエム、ケーブルテレビなど、様々な広報メディアの特徴を生かしながら、積極的に情報を発信します。また、引き続き、報道機関や地域メディアにも積極的に情報提供するなど、効果的・効率的に市政情報を提供していきます。

公文書を今後も適正に管理するとともに、公文書資料室等を活用しながら、公文書を市民共有の財産として利用できる体制の整備を進めます。

◆調布市が保有するデータの公開

行政の透明性・信頼性の向上のほか、市民参加と協働推進や行政の効率化などの観点を踏まえ、調布市が保有する様々なデータについて、市民や事業者などが利用しやすい形式での公開を推進していきます。

プラン4	積極的な市政情報の提供	担当課	広報課
内容	市報、ホームページ、調布エフエム、ケーブルテレビ、ツイッターなど、様々な広報メディアの特徴を生かし、積極的かつ効果的・効率的な情報提供を行います。また、市外にも調布市の多様な魅力を発信していきます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ウェブアクセシビリティガイドラインに基づいたコンテンツの作成・修正 ◆ホームページ上での動画配信 ◆ツイッターやフェイスブックなどのSNSを活用した市政情報の提供及び調布の魅力発信 ◆ホームページリニューアル 		

第4編 計画を推進するために（行革プラン2015）

プラン5	オープンデータへの取組	新規	担当課	総務課・情報管理課
内容	調布市が保有する様々な分野のデータについて、統一的なルールに基づき、市民や事業者などが利用しやすい形式で公開します。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆調布市が保有するデータの公開推進及び公開データの更新 ◆オープンデータの取組周知 ◆オープンデータの取組をととした地域情報化の推進 ◆オープンデータの取組検証 			
プラン6	公文書管理体制の充実		担当課	総務課
内容	現在及び将来の市民に対する説明責任を果たし、市政の透明性を高めるため、公文書の管理及び保存体制の充実を図るとともに、市民共有の財産である公文書を市民が利用しやすい環境の整備に取り組みます。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆新文書管理システムを活用した公文書の管理及び電子処理の推進 ◆非現用文書（保存期間が満了した公文書）の整理・データ化推進 ◆公文書資料室における配架方法等の検討・見直し 			

第2節 市民のための市役所づくり

方針2 効率的な組織体制の整備

目的	対象	市役所の組織・システム
	意図	質の高い市民サービスを効果的・効率的に提供する

改革の視点と基本的取組の体系

市民のための市役所を実現するため、市民の視点に立って、市民満足度を高める質の高い市民サービスを効果的かつ効率的に提供することができるよう、市役所の組織・システムの見直しを進めます。

方針2	効率的な組織体制の整備
	2-1 効率的で機能的な組織・システムづくり
	2-2 市民サービスの提供主体の見直し
	2-3 市民に信頼される市政の推進
	2-4 広域的な連携の推進

現状と課題

- 調布市を取り巻く社会状況等の変化に対応するため、限られた経営資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果をあげるべく、不断の行財政改革に取り組む必要があります。
- 簡素で効率的な組織づくりを目指して、職員の適材適所の配置と定数管理に継続して取り組むとともに、再任用職員や嘱託員・臨時職員など多様な雇用形態に基づく人材を効果的に活用していく必要があります。
- 平成28年1月から開始される「マイナンバー制度」における個人番号利用に対応するとともに、事務の効率化や市民サービスの向上等を見据えた活用を検討する必要があります。
- 質の高い市民サービスの提供と行政の効率化を図るため、民間活力の導入を積極的に推進する必要があります。そのため、公共施設の用途・目的等を踏まえて、直営・業務委託・指定管理者・PFIなどの多様な運営形態を比較検証するとともに、公共施設の効果的・効率的な管理運営の在り方を検証する必要があります。
- 行財政改革を市民と共に進めるため、行財政運営における透明性・公平性・信頼性の確保に努め、市民から信頼される市役所づくりに取り組む必要があります。
- 災害対応などの広域的な行政課題に対応するとともに、質の高い市民サービスの提供や行政の効率化を図るため、他自治体等との連携・協力を推進する必要があります。

✦ 基本的取組の内容

2-1 効率的で機能的な組織・システムづくり

◆効率的で機能的な組織・システムづくり

市民に分かりやすく、簡素で効率的な組織体制を整備するとともに、限られた人員体制の中で新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、組織横断的な連携を強化します。

行政の代替・補完機能を有する監理団体についても、改革を推進することで、多様化・複雑化する市民ニーズや増大する行政需要に効果的・効率的に対応していきます。

災害時においても必要な業務が円滑に遂行できるよう、事業継続計画（BCP）地震編・新型インフルエンザ編を踏まえた職員研修を行うなど、組織的な危機管理能力を高める取組を推進します。

庁内で使用しているシステムについては、緊急時などを想定しながら、より適切かつ効率的な管理を行うとともに、マイナンバー制度の導入等を踏まえ、事務の効率化や市民サービスの向上について検討していきます。

プラン7	組織体制の整備	担当課	行財政改革課
内容	調布市修正基本計画における施策や事業を効率的に推進するための執行体制を整備するとともに、職員定数の抑制に努めることで、簡素で効率的な組織・人員体制を目指します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成27年度当初の常勤職員定数以下に抑制（平成28年度～平成31年度当初） ◆組織横断的な連携の推進 ◆後期基本計画を見据えた執行体制の検討 		
プラン8	監理団体改革の促進	担当課	行財政改革課
内容	「調布市における監理団体活用の考え方」に基づき、団体としての自主性・自立性の向上を図りつつ、効率的な経営がなされるよう、団体を取り巻く課題の解決に向けた指導監理を行います。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆「調布市における監理団体活用の考え方」に基づく取組の促進 ◆監理団体の事業に関する検証 		
プラン9	システム管理の強化	担当課	情報管理課
内容	情報システムに関する効果的・効率的な取組を検討するとともに、システムのバックアップ方法や緊急時における対応の見直し等を行います。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆効果的・効率的なシステムのバックアップ方法の検討・運用 ◆システム改修経費に関する職員による評価の実施 ◆停電対応訓練の実施 ◆既存システムの計画的な更新の検討 		

第4編 計画を推進するために（行革プラン2015）

プラン10	危機管理能力の向上（地震対策）	担当課	総合防災安全課
内容	BCPIに基づく各種取組の推進や、BCPの庁内での定着を図ります。併せて、震災時でも業務が円滑に遂行できるための取組を推進します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域防災計画の修正に伴う各部マニュアルの見直し ◆各部マニュアルに基づく各部署における職員研修の実施 ◆BCPIに基づく庁内の転倒防止策に関する調査・取組 ◆BCPIに関する全庁的な職員研修の実施 		
プラン11	危機管理能力の向上（新型インフルエンザ対策）	担当課	健康推進課
内容	新型インフルエンザ対策に関する計画等の見直し・作成に取り組むとともに、計画等に基づく対応等の定着を図ります。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆「調布市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえた各種対策実施用マニュアルの検討・作成 ◆「調布市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえたBCPの修正 ◆新型インフルエンザ等対策研修の実施 ◆必要物資、資器材の備蓄の検討 		
プラン12	マイナンバー制度への対応	新規	担当課 政策企画課・行財政改革課・総務課・情報管理課・市民課・関係各課
内容	全庁的な体制により、システムの改修や個人番号カードの発行など、制度導入に向けた必要な準備を進めるとともに、調布市としての活用方法を検討していきます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆マイナンバー制度対応準備 ◆個人番号カード発行 ◆システム改修 ◆マイナンバー活用方法検討 		

2-2 市民サービスの提供主体の見直し

◆市民サービスの提供主体の見直し

質の高い市民サービスの提供や費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間等に委ねたほうがふさわしいと判断されるものについては、民間活力の導入を推進するなど、事務事業のアウトソーシングを進めます。

プラン13	官民連携の推進	担当課	行財政改革課
内容	他団体における先進事例などを踏まえながら、民間活力を積極的に導入するための仕組みについて検討を進めます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆アウトソーシング等の活用検討 ◆行財政改革推進会議の議論に基づく取組 		
プラン14	指定管理者制度の活用	担当課	行財政改革課
内容	調布市内の公共施設における制度の活用を進めるとともに、指定管理者の業務内容について評価を行い、サービスの質の向上等を図ります。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆指定管理者による管理運営状況等に係るモニタリングの実施・公表 ◆新たな施設への指定管理者制度導入検討 ◆第三者的視点からの評価の実施 ◆指定管理者更新手続 		
プラン15	公立保育園における民間活力の活用	担当課	子ども政策課
内容	「調布市保育総合計画」に基づき、保育園における民間活力の活用を検討します。		
取組	◆「調布市保育総合計画」に基づく個別計画の策定検討		
プラン16	学童クラブとユーフォーにおける運営方法の検証及び児童館の在り方検討	変更	担当課 児童青少年課
内容	民間活力を導入した学童クラブとユーフォーの運営状況等を検証するほか、児童館の今後の在り方を検討していきます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆今後の学童クラブの運営方針に基づく取組の実践 ◆委託化した学童クラブとユーフォーにおける運営状況等の検証の実施 ◆児童館の今後の在り方検討の実施 ◆児童館の今後の在り方検討に基づく取組の実施 		

第4編 計画を推進するために（行革プラン2015）

プラン17	学校給食調理業務の民間委託の推進	担当課	学務課
内容	親子給食方式(小学校で調理された給食を中学校に配送するシステム)による民間委託等、これまでの学校給食調理業務の取組を検証する中で、今後の方針を定めます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆今後の学校給食調理業務の方針検討・決定 ◆今後の学校給食調理業務の方針に基づく取組の実施 ◆委託化した調理校における業務の実施状況の検証 		

2-3 市民に信頼される市政の推進

◆市民に信頼される市政の推進

行財政改革の取組を着実に推進するためには、市民の信頼や理解が欠かせません。そのため、情報セキュリティの強化や契約事務の透明性の向上に継続的に取り組むことで、市政における透明性・公平性・信頼性の確保に努めます。

プラン18	情報セキュリティの強化	担当課	情報管理課
内容	情報漏えい等を防止する観点から、現状を踏まえた「調布市情報セキュリティポリシー」の見直しを踏まえた情報セキュリティに努めます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆「調布市情報セキュリティポリシー」の運用及び「情報セキュリティハンドブック」の見直し ◆「調布市情報セキュリティポリシー」に関する運用サイクルの検討 ◆USB機器の運用方法の検討、見直し 		

プラン19	契約事務の透明性の向上	担当課	契約課
内容	特命随意契約についての公表を段階的に進めることで、契約事務の透明性の向上を図ります。		
取組	◆特命随意契約の段階的な公表(順次拡大)		

2-4 広域的な連携の推進

◆災害時における他自治体との連携の推進

これまでの姉妹都市との交流・連携を継続するとともに、東日本大震災における避難所運営や被災地支援等の経験を踏まえ、災害対応能力の向上を図るため、災害時における他自治体との広域的な連携の在り方について検討を進めます。

プラン20	災害時における他自治体との連携の推進	担当課	総合防災安全課
内容	広域連携による災害対策の重要性の認識に基づき、現在締結している「災害対策協定」についての検証を踏まえ、新たな自治体との協定締結に向けた検討を進めます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時における相互協力体制の構築に向けた協定の締結 ◆協定締結先との交流及び連携強化 		

方針3 人材の確保・育成

目的	対象	調布市職員
	意図	時代に対応した、これからのまちづくりに必要な人材の確保と育成を図る

改革の視点と基本的取組の体系

職員一人一人が多様化・複雑化する市民ニーズに応え、市政の担い手として意欲を持って職務に取り組むことができるよう、採用、研修、自己啓発等を通じて、これからのまちづくりに必要な人材の確保と育成を図ります。

方針3	人材の確保・育成
	3-1 専門性を有する人材の確保と育成
	3-2 人事・給与制度の見直し
	3-3 研修の推進
	3-4 職員の勤務環境の向上

現状と課題

- 社会状況の変化に伴う市民ニーズの多様化・複雑化に対応するため、職員は常に行政課題の本質を見極めながら、新しい課題に対して的確に取り組み続ける必要があります。
- 「団塊世代の職員」の大量退職とそれに伴う新規職員の採用により、入庁10年未満の職員が全職員数の約4割を占めるなど大きく職員構成が変化しています。そのため、若手職員の育成や管理職人材の確保が必要となっています。
- 少子高齢化や地方分権の進展など社会状況が大きく変化する中、国の制度改革や市町村への権限移譲に対し、適切に対応できる人材育成の重要性が高まっているため、個々の職員の計画的なキャリア形成や専門分野の拡大など、専門性を有する人材の確保・早期育成に一層努めていく必要があります。
- 限られた人員の中で、職員が期待される役割を果たし、仕事にやりがいを持って職務を遂行するためには、職員が働きやすい勤務環境を整備することも重要です。そのため、職務意欲を喚起する人事・給与制度改革の推進と併せ、女性の活躍促進も念頭に置きながら、仕事と家庭生活の調和を図れるような職場環境づくりを引き続き進めていく必要があります。
- 市民から高い信頼を得るためには、職員一人一人が公務員としての強い自覚を持ち、法令や職務上の規律等を遵守し、誠実かつ公正に職務を行う必要があります。

✦ 基本的取組の内容

3-1 専門性を有する人材の確保と育成

◆専門性を有する人材の確保と育成

少子高齢化や地方分権の進展など社会状況が大きく変化する中、国の制度改革や市町村への権限移譲に対し、適切に対応できる人材の確保・育成の重要性が高まっています。そのため、職員の計画的な人事ローテーションやスタッフ管理職制の検討、政策法務能力の向上、任期付職員の導入検討など、専門性を有する人材の確保・育成に努めるほか、職務に還元できる資格の取得支援制度や自己啓発休業制度の活用促進など、人材育成に資する環境づくりを推進していきます。

プラン21	政策法務能力の向上	担当課	総務課
内容	法令等に関する基本的な知識の習得及び法令解釈や条例立案のスキルアップに資する効果的な方策を検討し、実施します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆政策法務能力向上の方策に関する検討 ◆政策法務能力向上に関する研修の実施 ◆専門性を有する職員の配置検討 ◆取組の検証及び研修体系の見直し ◆各課における政策法務能力向上の推進 		
プラン22	専門性を有する人材の確保と育成	担当課	人事課
内容	専門分野の人材確保に向けた取組を進めるとともに、長期的な視点での人事配置により専門性の向上を図ります。また、近隣他市の取組状況を踏まえながら、新たな人材確保の方策について検討を進めます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆「調布市職員の人事異動に関する指針」に基づく人事ローテーションの推進 ◆専門分野の人材確保の取組推進 ◆資格取得支援制度等の活用促進 ◆任期付職員の採用検討 		

3-2 人事・給与制度の見直し

◆仕事へのやりがいや昇任意欲を高めるための人事・給与制度の見直し

若手職員を育成するためのチューター制度の運用、職員の仕事や家庭生活の悩み等に柔軟に対応するためのメンター制度の継続的な実施などにより、組織全体の活性化を図ります。また、管理職人材の確保を図るため、管理職を対象とした自己申告制度や庁内公募制を運用していきます。

仕事へのやりがいや意欲を喚起するために、管理職を対象とした目標管理型勤務評定及び係長職以下を対象とした勤務成績評定の結果について、引き続き、昇給や勤勉手当に反映させるとともに、管理職手当の定額化、昇任メリットのある昇給制度、退職手当調整額制度の拡充など、より職務・職責を的確に反映させた制度の構築や運用を図っていきます。

給与水準や諸手当については、国、東京都、近隣他市の動向を踏まえつつ、引き続き、適切な見直しを行います。

第4編 計画を推進するために（行革プラン2015）

プラン23	仕事へのやりがいや意欲を高めるための仕組みづくり	担当課	人事課
内容	職員のキャリア目標の経年的管理の導入など、市政の中核となる職員を着実に育成していくための仕組みづくりを行うとともに、職責・能力・業績に応える人事・給与制度への見直しを進め、職員の一層の職務意欲を喚起していきます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆人事制度の見直し ◆給与制度の見直し 		
プラン24	各種手当の見直し	担当課	人事課
内容	退職手当のほか諸手当について、国、東京都及び近隣他市の状況を踏まえながら見直しを行います。		
取組	◆各種手当の見直し		

3-3 研修の推進

◆第2期調布市人材育成基本方針に基づく各種研修の推進

職員の人材育成においては、日常の職場内研修と、職員の職務経験や職層に応じた能力を習得させる職場外研修を効果的に組み合わせ、取組を推進することが重要となっています。

「第2期調布市人材育成基本方針」では、「目指すべき職員の将来像を実現するためのアプローチ」と「人材を育成していく環境づくり」に取り組むため、「人材育成のための実行プラン」を定めており、年次計画に沿って人材育成に取り組んでいきます。

「調布市コンプライアンス・ガイドブック」や「調布市職場研修ガイドブック」などを活用しながら、各種研修の取組を進めることで、職員のさらなる意識の啓発に努めていきます。

プラン25	人材育成基本方針に基づく研修の推進	担当課	人事課
内容	「第2期調布市人材育成基本方針」に基づいて各種研修の実施を推進し、職員の能力や意識の向上を図ります。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆「第2期調布市人材育成基本方針」に基づく各種研修の推進 ◆各課における職場研修の推進 		

3-4 職員の勤務環境の向上

◆仕事と家庭生活の調和を図れる職場環境づくり，働き方の意識改革等の推進

すべての職員がそれぞれのライフステージや家庭状況に合わせて、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を実現できる環境をつくるのが、職場の活性化や効率化につながります。そのために、職員個人はもとより組織一体となって更なる意識改革を図り、自らの働き方の改革を進めるための意識啓発を行っていきます。

全職員がいきいきと働くために、メンタルヘルス対策の充実やハラスメントの防止に向けた環境づくりに取り組んでいきます。

◆女性職員の活躍促進

女性職員を対象としたキャリアデザインに関する研修の実施やメンター制度の活用促進のほか、妊娠出産休暇や育児休業中における所属職場の体制整備について検討することなどを通じて、女性職員の昇任意欲の喚起や女性職員が活躍しやすい勤務環境づくりに努めていきます。

プラン26	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	担当課	人事課
内容	産休・育休取得職員の代替職員の確保策の検討などによる仕事と家庭生活の調和が可能な職場環境づくりや、管理職に対する研修実施などによる働き方の意識改革等を行うことで、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆特定事業主行動計画(第五次)に基づくワーク・ライフ・バランスの推進 ◆子育て支援制度の活用促進 		
プラン27	女性職員のキャリア形成支援等の推進	新規	担当課 人事課
内容	女性職員を対象としたキャリアデザインに関する研修の実施や、先輩職員等を相談員として任命するメンター制度の活用などにより、女性職員の昇任意欲を喚起していきます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修の実施 ◆メンター制度の活用促進 ◆女性職員の昇任試験受験率・管理職比率の向上 ◆採用試験受験者における女性割合の拡大 		

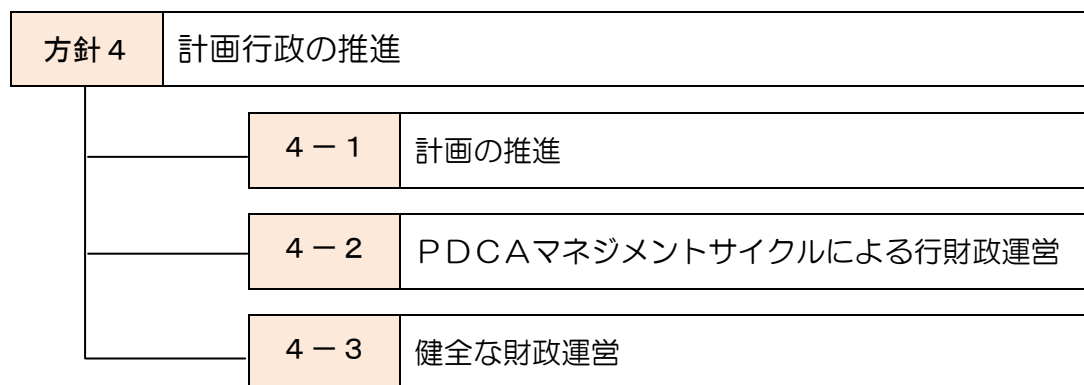
第3節 計画的な行政の推進

方針4 計画行政の推進

目的	対象	施策, 事務事業
	意図	質の高い市民サービスを提供するため, 限られた経営資源を効果的・効率的に活用し, 計画的な行財政運営を推進する

改革の視点と基本的取組の体系

将来にわたり, 安定的に市政経営を行い, 質の高い市民サービスを提供していくため, 計画 (Plan) - 実施 (Do) - 評価 (Check) - 改善・見直し (Action) のマネジメントサイクルにより, 限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し, 計画・行財政改革・予算が一体となった行財政運営を推進します。



現状と課題

- 調布市修正基本計画に位置付けた各施策・事業を着実に推進するため, 今後も, 計画・行財政改革・予算が一体となった取組を推進する必要があります。
- 市民の共有財産である公共建築物については老朽化が進行し, その機能の維持・保全や更新が全国的な課題となっています。今後は, 公共建築物の適切な維持保全と併せて, 持続可能で効果的・効率的な行財政運営を進めるため, 道路や橋梁, 下水道などのインフラを含めた既存の公共施設等の現状を踏まえ, 今後の公共施設等の在り方に関する総合的な検討を進めていく必要があります。
- 質の高い市民サービスを提供するため, 行政評価の取組を継続し, PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営を推進していく必要があります。
- 不断の見直し, 改革・改善により, 財政の健全性は維持されていますが, 景気動向は不透明であり, 今後も, 厳しい財政状況が想定される中, 新たな行政課題などに対応していくため, 積極的に財源確保を図るなど, 引き続き, 健全な財政運営に取り組む必要があります。
- 調布市においては, 総務省方式改訂モデルにより財務諸表を作成しています。今後は, 固定資産台帳の整備や複式簿記の導入を前提とする統一的な基準に基づく財務書類等の作成について, 国の考え方や他団体の動向などを踏まえながら対応していく必要があります。

✦ 基本的取組の内容

4-1 計画の推進

◆公共施設等の総合的な管理の推進

市民の共有財産である公共施設等を引き続き適切に維持保全するため、「調布市公共建築物維持保全計画」などに基づく改修工事等を計画的に実施します。

維持保全と併せて、持続可能で効果的・効率的な行財政運営を進めるため、既存の公共施設等における現状や課題を踏まえ、今後の公共施設等の管理の在り方に関する総合的な検討を進めていきます。

◆調布市行財政改革推進会議の運営

限りある経営資源を最大限に活用し、質の高い市民サービスを提供するため、行政外部の広範な視点から意見を聴取する「調布市行財政改革推進会議」を活用し、行財政改革の取組を効果的・効率的に推進していきます。

プラン28	公共施設等の総合的な管理の推進	変更	担当課	政策企画課・行財政改革課・営繕課・関係各課
内容	公共建築物の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を基本とする「調布市公共建築物維持保全計画」等に基づき、改修工事等を計画的に実施します。また、既存の公共施設の現状と課題を「公共施設白書」として取りまとめ、その内容や個別インフラの長寿命化計画等を踏まえながら、今後の公共施設等の管理の在り方を総合的に検討します。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆「(仮称)公共施設白書」の作成 ◆「(仮称)公共施設等総合管理計画」の策定 ◆「(仮称)公共施設等総合管理計画」に基づく取組 ◆公共施設等の維持保全の推進 			
プラン29	市庁舎更新の検討		担当課	管財課・政策企画課
内容	市庁舎について、耐震化事業による費用対効果を検証し、今後の方向性を検討するとともに、引き続き、庁舎更新の検討を進めます。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆耐久性調査等の実施及び市庁舎の今後の方向性の決定 ◆市庁舎の今後の方向性を踏まえた更新の検討 ◆市庁舎の計画的な維持保全 			
プラン30	行財政改革推進会議の運営		担当課	行財政改革課
内容	行財政改革の取組を効果的・効率的に推進するため、広範な視点から意見を聴取する仕組みを活用し、質の高い市民サービスの提供につなげます。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆行財政改革推進会議の運営 ◆行財政改革推進会議の検証 			

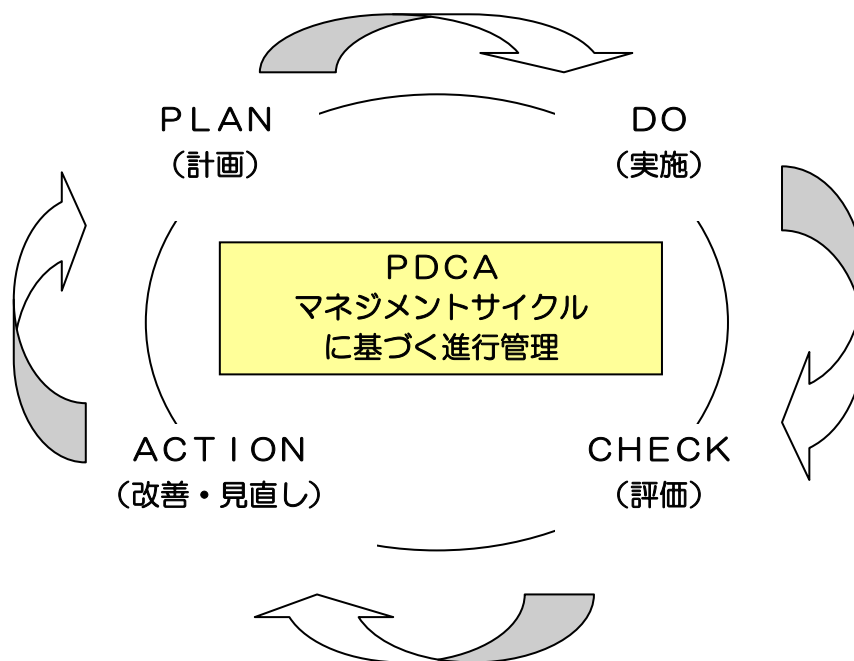
4-2 PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営

◆PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営

PDCAマネジメントサイクルに基づき、前年度の施策・事務事業を振り返り、評価結果を踏まえた見直し、改革・改善を行うことで、質の高い市民サービスの提供や市政に関する透明性の確保につなげるとともに、評価結果を諸計画の進行管理や予算編成に活用するなど、効果的な市政経営の実現に向けて取り組みます。

財務会計システムと連動した行政評価支援システムを活用して、評価を効率的に実施するとともに、実効性の向上に努めます。

プラン31	行政評価システムに基づく行財政運営の推進	担当課	行財政改革課
内容	財務会計システムと連動した行政評価支援システムを活用して、行政評価を効率的に実施するとともに、次年度予算編成作業との連携を推進していきます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆行政評価支援システムの運用・検証 ◆行政評価支援システムの更新 		



4-3 健全な財政運営

◆財政規律ガイドラインに基づく財政運営

今後も厳しい財政状況が想定される中、引き続き増加が見込まれる社会保障関係経費や公共建築物の維持保全経費など、様々な行政需要に対応するため、「調布市財政の健全性維持のためのガイドライン（財政規律ガイドライン）」に基づき、財政構造の改善等、財政の健全性の維持・向上に継続的に取り組みます。

◆自主財源の確保と補助金等の適正化

「市民の利便性」、「税収」、「徴収率」を高める市税徴収3up作戦に継続して取り組むことで、市税・国民健康保険税の収納率を高めるとともに、様々な手法による積極的な財源確保に努めていきます。

調布市が各種団体・個人へ補助・交付する補助金等や使用料・手数料の在り方を検証し、より一層の適正化に取り組むなど、健全な財政運営に努めます。

◆新公会計制度への対応

固定資産台帳の整備や複式簿記の導入を前提とする統一的な基準による財務書類等の作成については、他団体の動向にも留意しながら対応していきます。

プラン32	財政規律ガイドラインに基づく財政運営	担当課	財政課
内容	財政規律ガイドラインに基づき、引き続き、不断の見直し、改革・改善に取り組み、持続可能で効果的な市政経営を推進します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆財政規律ガイドラインに基づく進行管理の実施 ◆設定項目を踏まえた予算編成・予算執行の推進 		
プラン33	積極的な財源の確保	担当課	財政課
内容	調布市が発行する各種刊行物において広告料収入を確保するなど、様々な手法を活用して積極的な財源確保に努めます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆庁内における広告媒体の検討の促進 ◆広告料収入1,000万円以上の確保 		
プラン34	債権管理の推進	変更	担当課 財政課・総務課・関係各課
内容	調布市が保有する債権について、より適切な管理と権利の行使により、収納の向上を図り、収入未済額の縮減に努めます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆調布市の統ルールに基づく債権の管理・権利行使・処理 ◆所管課支援の体制整備 		

第4編 計画を推進するために（行革プラン2015）

プラン35	補助金と受益者負担の適正化	担当課	財政課・行財政改革課
内容	調布市が各種団体・個人等の公益的な活動を促進するために補助・交付する補助金等と、使用料・手数料における負担水準について、その在り方を検証するとともに、適正化を図ります。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助金等交付状況の公表 ◆補助金等審議会における検討 ◆補助金審議会における検討結果に基づく取組 ◆受益者負担の在り方検証 		
プラン36	新公会計制度への対応	新規	担当課 財政課・管財課・会計課・関係各課
内容	今後、国から示される予定の統一的な基準による財務書類等の作成について、他団体の動向にも留意しながら対応していきます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆新公会計制度対応準備・導入 ◆新公会計制度に対応した財務書類等の作成 ◆固定資産台帳整備・更新 		
プラン37	普通財産の有効活用・処分	担当課	管財課・道路管理課
内容	調布市が保有する普通財産（土地、未利用道路・水路等）について、有償による貸付けや行政財産として活用するほか、必要に応じて処分を行うことで、収入の確保に努めます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆普通財産（未利用道路・水路等）の現状調査 ◆普通財産の適正な管理・有効活用・処分 		
プラン38	市税収納率の維持・向上	担当課	納税課
内容	市税収納に関する効果的・効率的な手法を検討・活用し、収納率の維持・向上や収納事務の効率化等を推進します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆期限内納付の推進 ◆納付環境の向上 ◆人材の育成と組織力の向上 ◆市税収納率97%以上（※3年ごとの実績及び各取組の進行状況を踏まえ見直しを行います） 		
プラン39	国民健康保険税収納率の維持・向上	担当課	保険年金課
内容	国民健康保険税収納に関する効果的・効率的な手法を検討・活用し、収納率の維持・向上や収納事務の効率化等を推進します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆期限内納付の推進 ◆納付環境の向上 ◆収納体制の整備 ◆国保税収納率73%以上 		

第4編 計画を推進するために（行革プラン2015）

プラン40	給付・医療費の適正化	担当課	保険年金課
内容	ジェネリック医薬品の推奨やレセプト点検等により、給付・医療費の適正化を進めます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆レセプト点検の推進 ◆柔道整復等療養費支給申請の二次点検の推進 ◆ジェネリック医薬品の使用促進 		

参考 行革プラン2015において財政効果が見込まれる主な取組

今後も歳入の大幅な伸びが期待できない一方で、歳出が増加傾向となる厳しい財政状況が続くと予想されます。

そのため、行財政改革の取組を推進することで、市政経営をより一層効率化するとともに、新たな財源確保に取り組むことが求められます。

行革プラン2015のうち、以下の取組については、費用対効果を踏まえたコスト縮減と財源確保を見込んでいます。

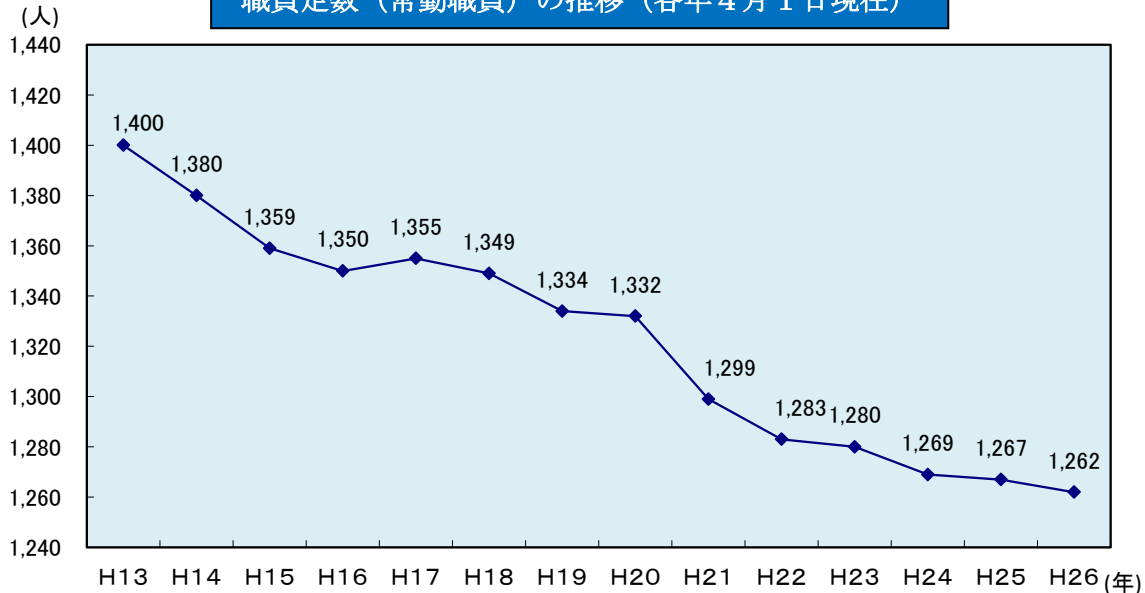
また、このほかにも、行政評価の取組や調布市行財政改革推進会議における様々な視点からの意見聴取などをおして、行政運営の一層の簡素化・効率化を進めるとともに、財政規律ガイドラインに基づく取組や市税徴収3up作戦の推進などをおして、財政の健全性の維持・向上に努めることで、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していきます。

財政効果が見込まれる主な取組	
取組 (カッコ内は関連するプラン)	内容
職員給与の見直し (プラン23, 24関連)	給与制度や各種手当の見直しを行うことによる効果
広告料収入等の確保 (プラン33関連)	広告料収入等を得ることによる効果
補助金・使用料・手数料等の見直し (プラン35関連)	補助金等の見直しや使用料等の見直し・新設を行うことによる効果
普通財産の貸付け・売却 (プラン37関連)	普通財産の貸付けや売却による収入を得ることによる効果
ジェネリック医薬品の使用促進及び レセプト点検の実施 (プラン40関連)	医療費の適正化が図られることによる効果

第3章 行革プラン2015の関連資料

1 多様な人材の活用

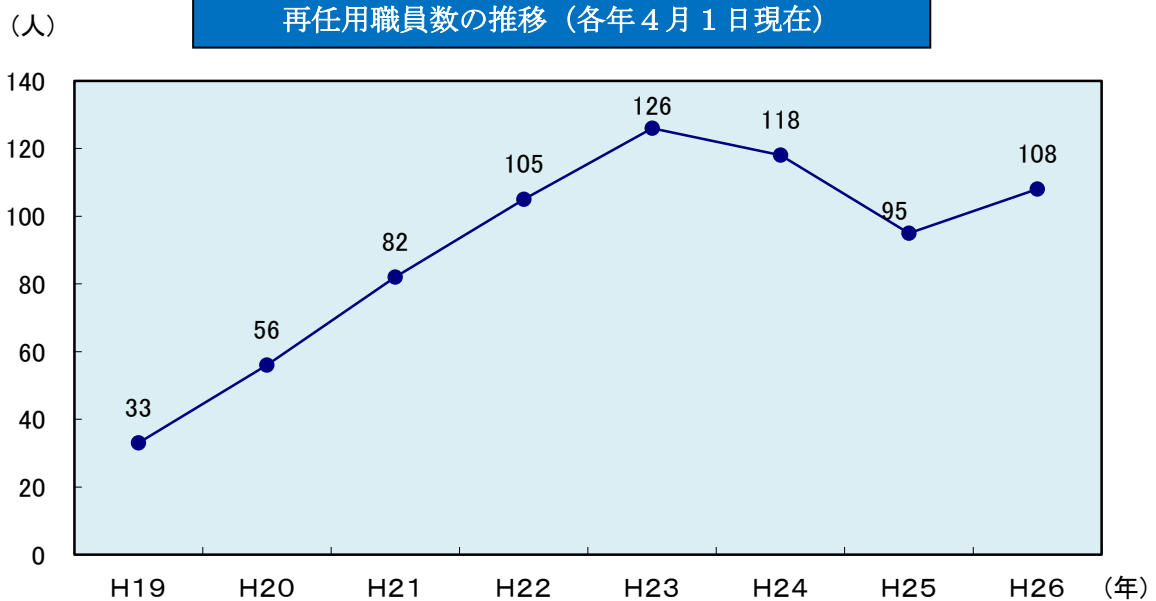
職員定数（常勤職員）の推移（各年4月1日現在）



○職員定数削減の主な取組

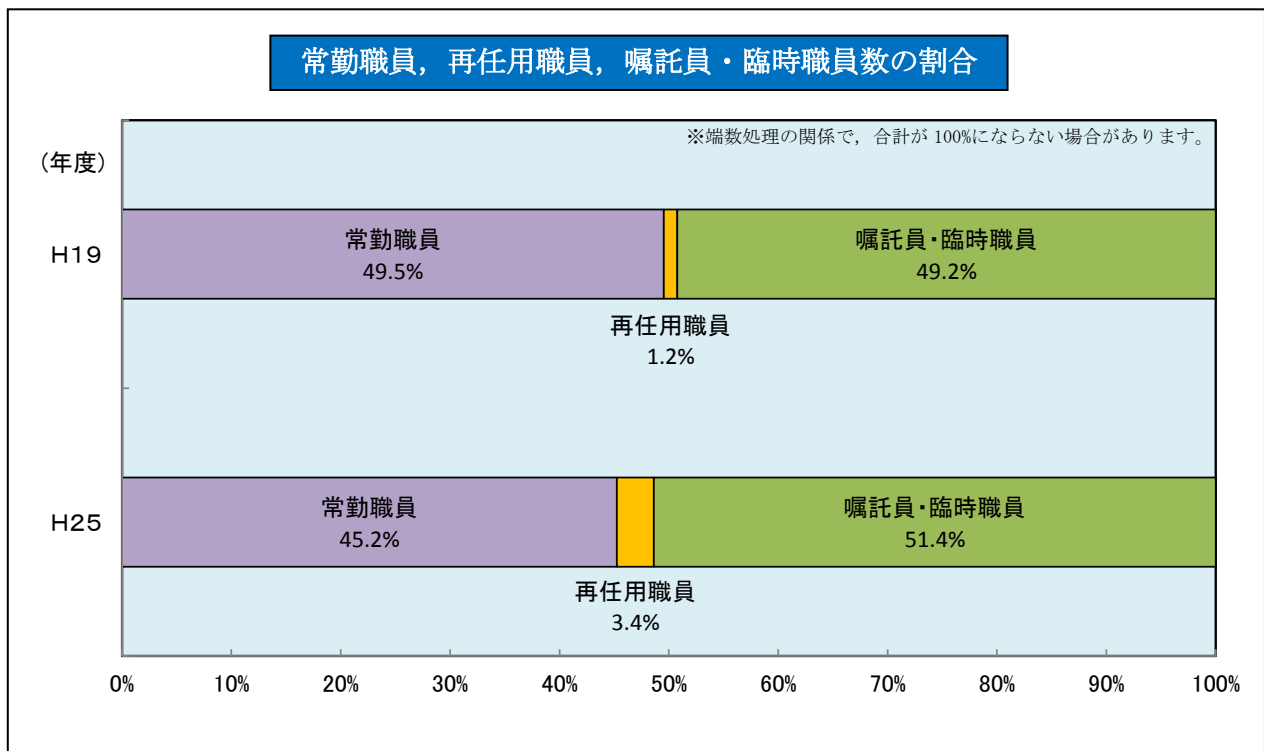
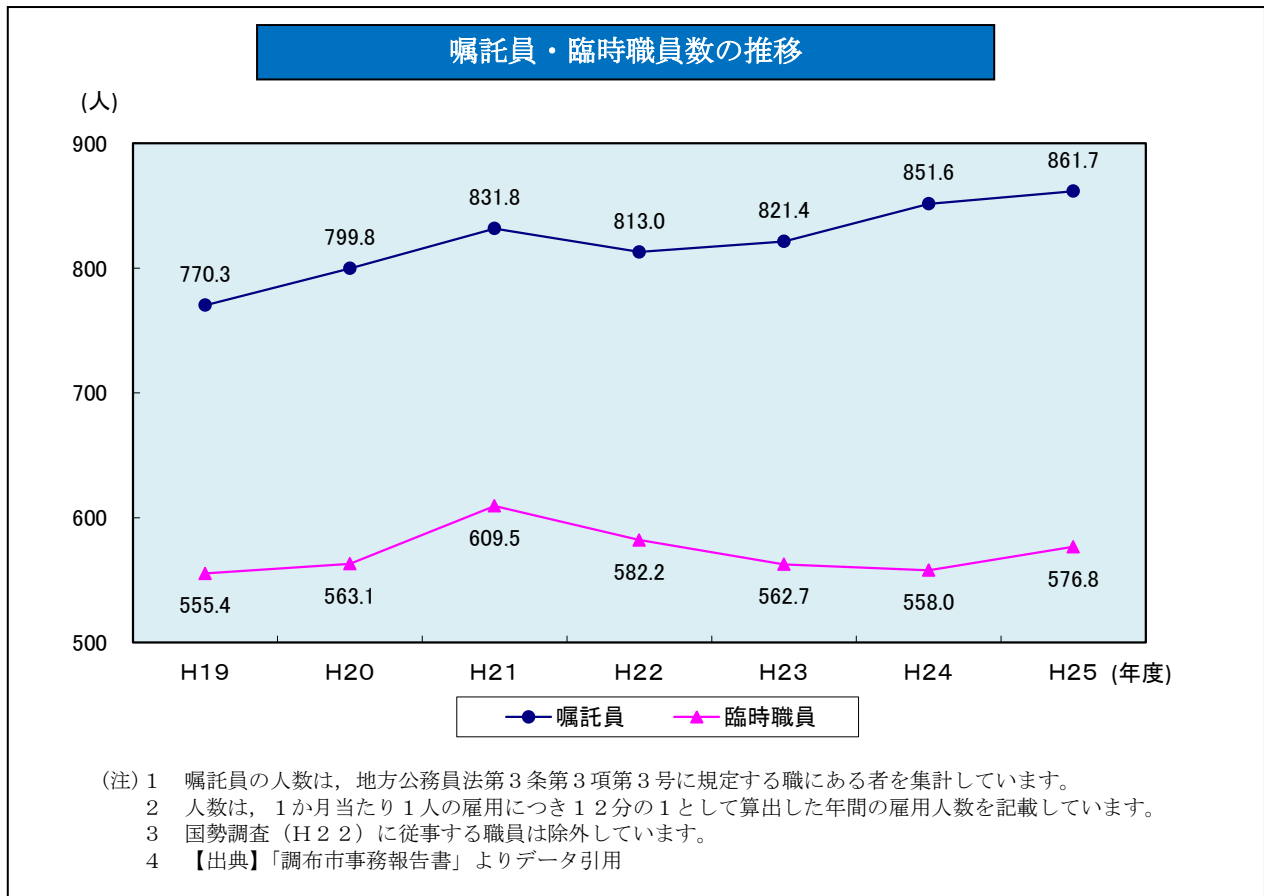
- ・平成15年4月 不燃ごみ収集業務の民間委託
- ・平成16年4月 深大寺保育園運営業務の民間委託
- ・平成18年4月 学校給食調理業務の民間委託（親子方式で順次実施）
- 粗大ごみ収集業務の民間委託
- ・平成21年3月 東京都からの受託水道事業の解消（平成22年3月 完全解消）
- ・平成24年4月 仙川保育園運営業務の民間委託
- ・平成26年4月 武者小路実篤記念館への指定管理者制度の導入

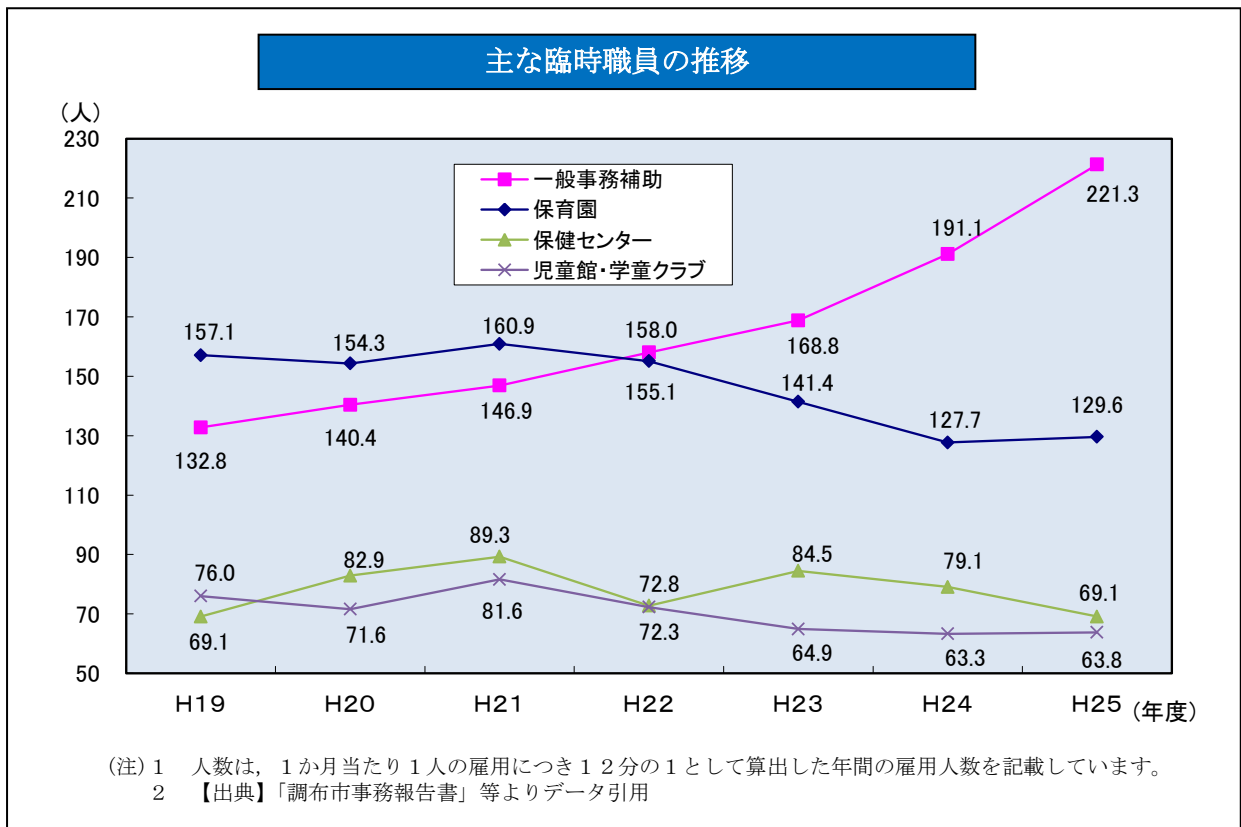
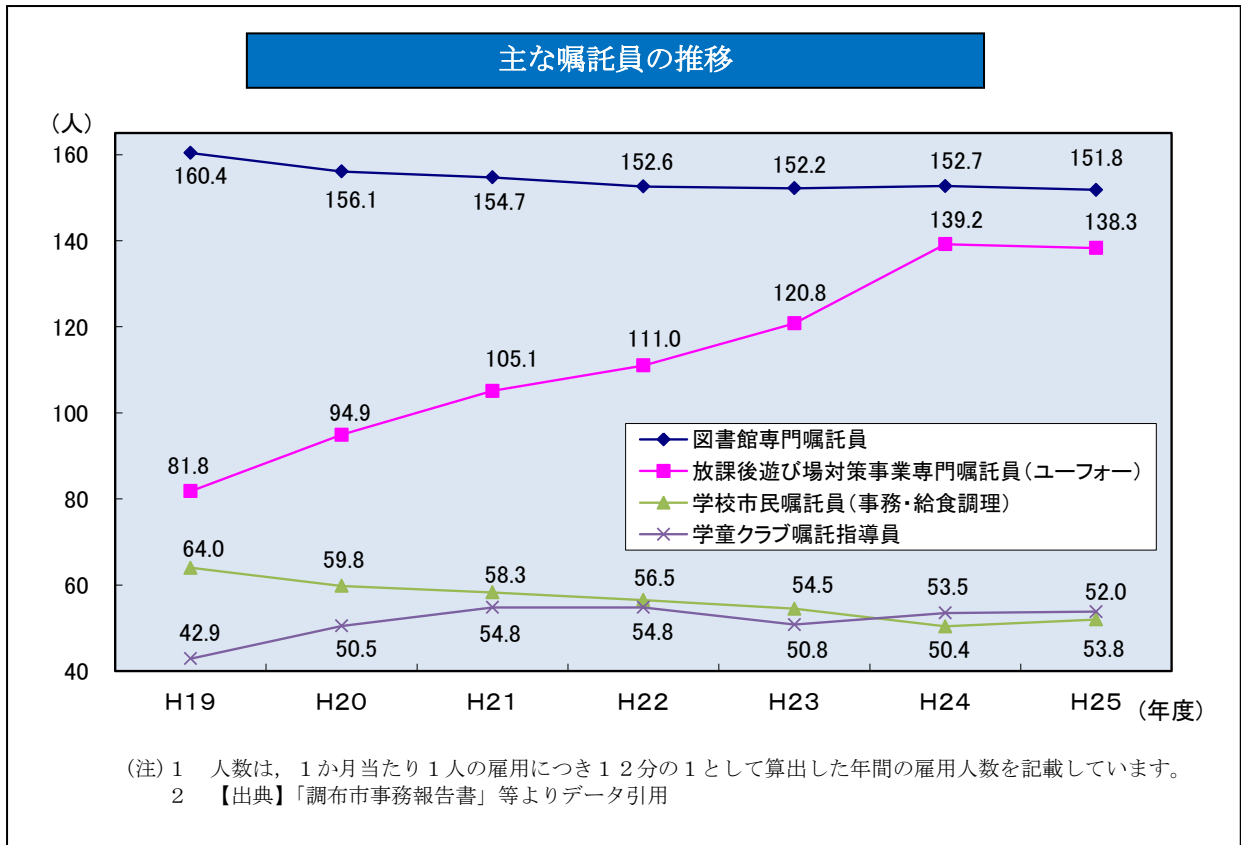
再任用職員数の推移（各年4月1日現在）



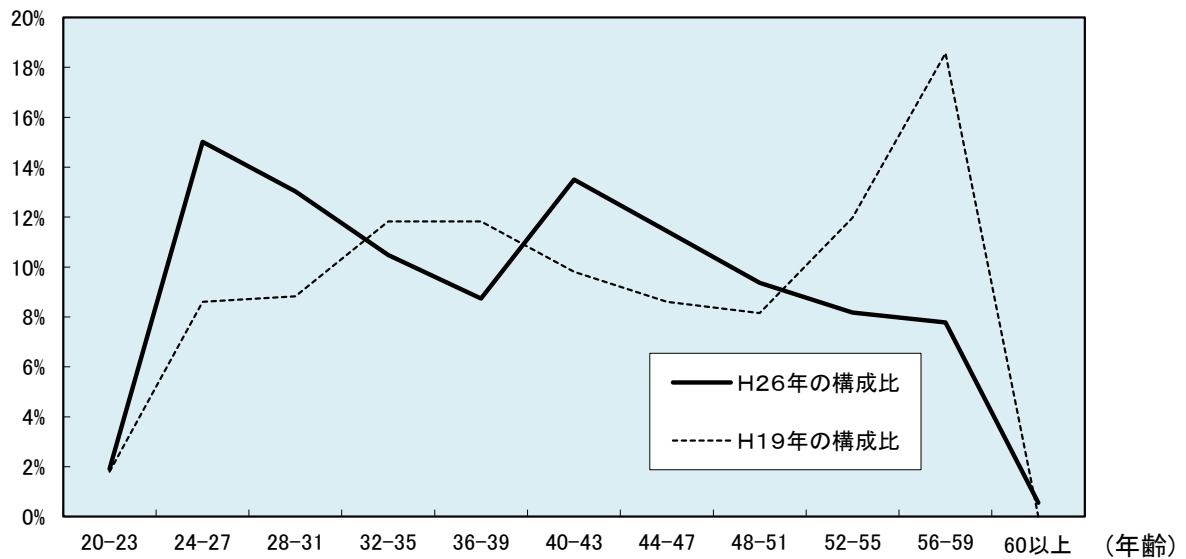
※再任用フルタイム勤務職員を含んでいます。

第4編 計画を推進するために（行革プラン2015）





年齢別常勤職員構成の推移（各年4月1日現在）



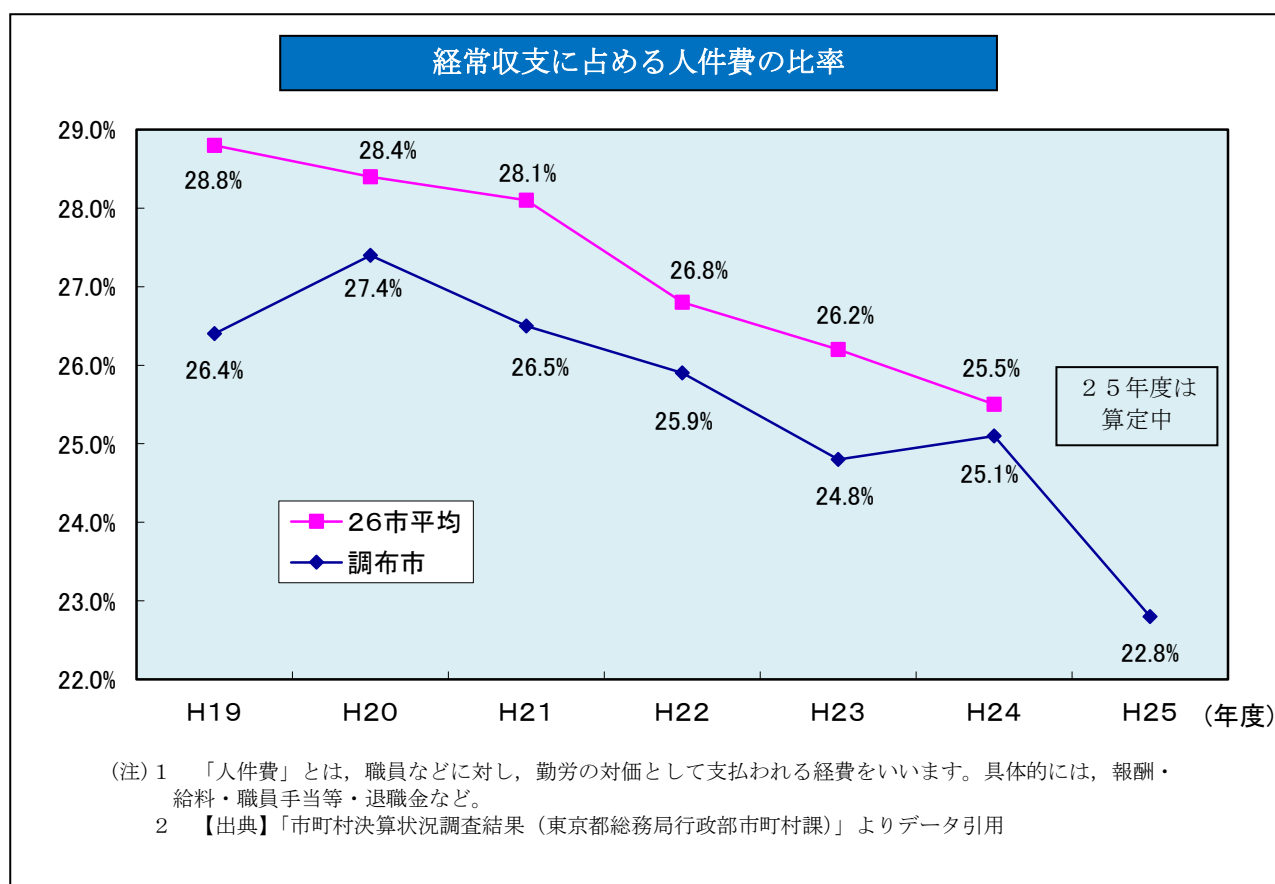
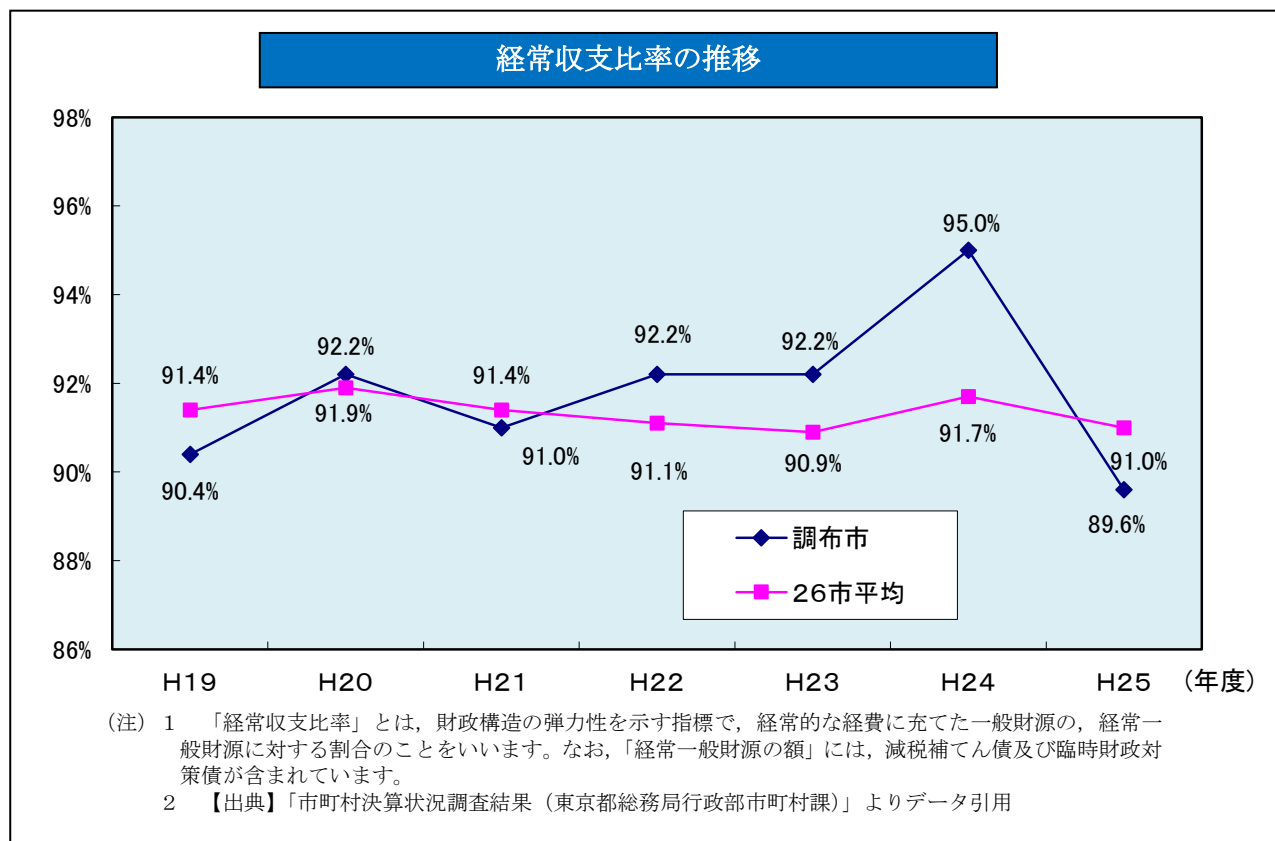
常勤職員1人当たりの人口（26市比較）

順位	自治体名	職員1人 当たり人口	順位	自治体名	職員1人 当たり人口	順位	自治体名	職員1人 当たり人口
1	八王子市	202.6	10	町田市	188.5	19	国立市	171.0
2	小平市	202.1	11	青梅市	187.6	20	小金井市	170.5
3	府中市	200.5	12	多摩市	180.4	21	清瀬市	167.1
4	稲城市	198.7	13	東大和市	179.8	22	狛江市	166.8
5	西東京市	195.1	14	日野市	178.5	23	羽村市	162.8
6	東村山市	193.0	15	三鷹市	178.3	24	福生市	158.3
7	武蔵村山市	192.4	16	調布市	177.3	25	立川市	155.7
8	あきる野市	192.0	17	国分寺市	173.7	26	武蔵野市	146.7
9	東久留米市	190.5	18	昭島市	171.6			

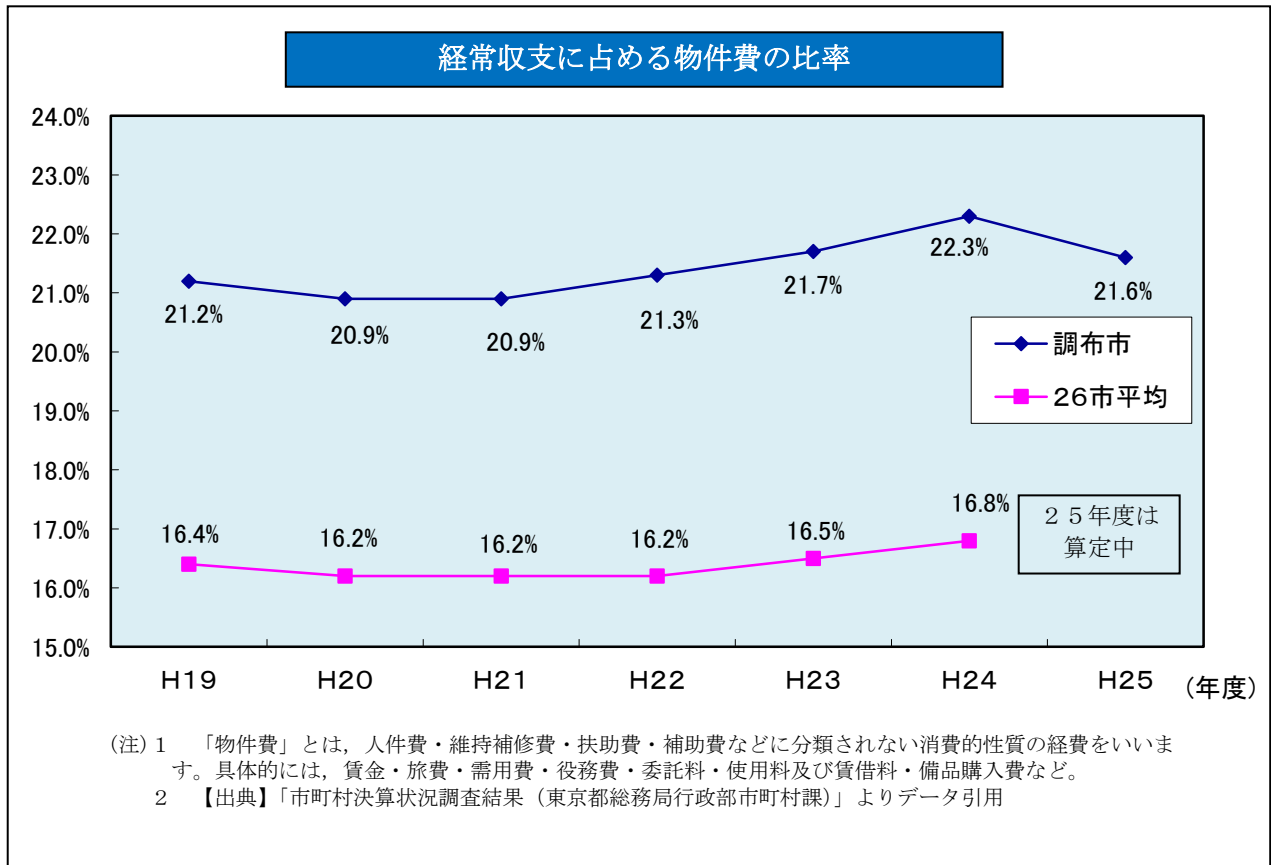
（単位：人）

(注) 1 都内26市における平成25年4月1日現在の状況です。
 2 【出典】「東京都市町村概要 平成25年度（東京都総務局行政部市町村課）」よりデータ引用

2 歳入・歳出



第4編 計画を推進するために（行革プラン2015）



3 給与構造改革

